

## 久留米市庁舎 1 階窓口カウンター撤去業務委託 仕様書

- 1 件 名 久留米市庁舎 1 階窓口カウンター撤去業務委託
- 2 履行場所 久留米市城南町 1 5 番地 3
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から 令和8年9月30日まで
- 4 業務内容 庁舎の窓口カウンター撤去等を行うもの。
  - ・ 窓口カウンター、扉撤去（図示：A1～A5, B, C H720～H940）
  - ・ タイルカーペット一部撤去・新設
  - ・ カウンター上部設置照明器具撤去
  - ・ 窓口カウンター撤去に伴う支障電源配線等の整理・復旧
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
  - ・ 作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
  - ・ 作業日時は、以下の期間及び時間帯で実施するものとし、  
【作業日時】
    - ・ 9月18日 19時～22時 タイルカーペット撤去、支障電源配線等整理  
(業務に支障がない範囲のみ)
    - ・ 9月19日 8時～ 窓口カウンター撤去、  
タイルカーペット撤去・新設、床補修、  
支障電源配線等整理・復旧など
    - ・ 9月19日 13時～ 解体廃材搬出詳細な日程は市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
  - ・ 契約履行に必要なとなる電力、水は無償で支給する。  
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
  - ・ 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること。  
処分後はマニフェストの写しを提出すること。
- 6 その他 【暴力団排除に関する事項】

受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

  - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
  - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じる

おそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。